

【別表】 (1 割負担)

1. 利用料金

下表は、2018年4月1日現在の施設利用料金です。利用料につきましては変更することがありますが、変更の際には、『介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サンフレンズ善福寺利用契約書』第8条第1項のとおり、1か月以上前に文書により連絡します。

(1) 基本利用料

介護保険 入居者負担額	説明			
	要介護度	施設サービス費 (A)	1日あたりの利用料金 【介護報酬額】(B) ($B=A \times 10.90$)	1日あたりの 自己負担額 (C) $C=B - (B \times 0.9)$
	1	730 単位	7,957 円	796 円
	2	795 単位	8,665 円	867 円
	3	866 単位	9,439 円	944 円
	4	931 単位	10,147 円	1,015 円
	5	995 単位	10,845 円	1,085 円

□初期加算	33円/日	入所後30日間、1日につき30単位の加算があります。
□入院・外泊加算	268円/日	入居者の入院・外泊については、所定単位数に代えて、1日246単位（ただし、1か月に6日を限度とします。）の負担となります。
□精神科療養指導加算	6円/日	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位の加算があります。
□療養食加算	25円/日	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、1日につき23単位の加算があります。
□退所前訪問相談援助加算	502円/日	退所前及び退所後に居宅を訪問して、退所後の生活について相談を行なった場合は、460単位（2回以内）の加算があります。
□退所後訪問相談援助加算	502円/回	退所後に居宅を訪問して、退所後の生活について相談を行なった場合は、460単位（2回以内）の加算があります。
□退所時相談援助加算	436円/回	退所にあたって、居宅サービスの相談援助を行い、かつ、市町村等に対して、入居者の居宅サービスに必要な情報を提供した場合、入居者1人につき400単位（1回を限度）の加算があります。
□退所前連携加算	545円/回	退所に先立ち、居宅介護支援事業者等に対して、入居者の居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行なった場合、入居者1人につき500単位（1回を限度）の加算があります。
□日常生活継続支援加算	50円/日	次の①～③のいずれかの要件に該当する場合1日につき46単位の加算があります。 ①前6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上 ②前6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上 ③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為※を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上
□看護体制加算(I)	5円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合、1日4単位の加算があります。

□看護体制加算(Ⅱ)	9円/日	常勤の看護師を1名以上配置し、病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により入居者に対して、24時間体制を確保し、かつ、健康管理を行う体制を確保している場合、1日につき8単位の加算があります。
□若年性認知症 入居者受入加算	131円/日	厚生労働大臣が定める若年性認知症入居者に対して施設サービスを行った場合には、1日につき120単位を加算します。
□□口腔衛生管理体制 加算	33円/月	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、当該施設の介護職員に対して、口腔ケアに関する技術的助言及び指導が行われている入居者について、1月につき30単位を加算します。
□□口腔衛生管理加算	98円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行なう。 ・歯科衛生士が、イにおける入所者にかかる口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う事。 ・歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 上記の基準いずれにも該当する場合に、1月につき90単位数を加算する。
□看取り介護加算Ⅱ	死亡日以前4日～ 30日以下 156円/日 死亡前日～前々日 850円/日 死亡日 1,722円/日	看護体制加算Ⅱを算定し、厚生労働大臣が定める基準に該当する入居者について施設内で看取り介護を行った場合、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日以前2日又は3日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算します。但し、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。
□在宅・入所相互 利用加算	43円/日	在宅と入所を相互に利用し、可能な限り対象者が在宅生活を継続出来るようにすることであり、介護支援専門員と支援チームが目標及び方針を定め支援していく場合、1日につき40単位の加算があります。
□栄養マネジメント 加算	15円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日に14単位を加算する。

□配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 708円/回 深夜 1,417円/回	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、当該指定介護老人福祉施設の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。）が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう以下この注において同じ。）、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。）又は深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この注において同じ。）に当該指定介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。
□介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 8.3%を乗じた 単位数	平成29年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる措置を講じた場合に所定単位数（基本サービス費＋各種加算の総単位数）に8.3%を乗じた単位数で算定した加算があります。

食費 (注1)	1,500円/日	食費は介護保険の対象外となり、全額自己負担です。食事（朝食・昼食・おやつ・夕食）に関する自己負担分です。注1）参照
------------	----------	---

(注1) ただし、補足給付（差額給付）を受ける入居者は、次の負担限度額の負担となります。

所得段階	負担限度額	補足給付	合計
第1段階（生活保護を受給）	300円	1,080円	1,380円
第2段階（年金80万円以下）	390円	990円	1,380円
第3段階（年金80万円超266万円以下）	650円	730円	1,380円
第4段階（年金266万円超）	1,500円	0円	1,500円

居住費 (注2)	1,970円/日	国の定めた基準費用額を負担していただきます 注2）参照
-------------	----------	--------------------------------

(注2) ただし、補足給付（差額給付）を受ける入居者は、次の負担限度額の負担となります。

所得段階	負担限度額	補足給付	合計
第1段階（生活保護を受給）	820円	1,150円	1,970円
第2段階（年金80万円以下）	820円	1,150円	1,970円
第3段階（年金80万円超266万円以下）	1,310円	660円	1,970円
第4段階（年金266万円超）	1,970円	0円	1,970円

(2) その他の料金

名称	金額	説明
行事・レクリエーション参加費	実費相当額	クラブ活動、忘年会、全員参加ではない選択的な行事については、実費相当額を行事参加費として負担していただきます。 車両を使用して10kmを超過した外出プログラムの参加についても、同じく実費をご負担いただきます。
行事食費	実費相当額	元旦や敬老の日等に提供する行事食では、通常の食材料費を超える食材を用いることがあります。この場合、通常の食材料費を超える差額について、その実費相当額を行事食費として負担していただきます。
金銭管理サービス利用料	1,250円/月	法人が定める『特別養護老人ホーム預り金等取扱規程』に基づき、入居者や家族等の管理が困難な方に対し、現金、預・貯金の通帳、有価証券・不動産の権利證等の重要書類、実印の管理の他、サンフレンズ善福寺の利用料等の支払いの代行を有料で行います。
移送サービス利用料	2km未満 360円 2km以降、288mごとに45円追加 (片道料金)	福祉有償運送事業の規定に基づき、施設車両を使つての入居者の都合による外出については、その運転及び乗車・降車時の介助を有料で行ないます利用にあたっては事前に登録(無料)が必要です。
理髪・美容サービス利用料	実費	月2回、理髪・美容サービスを実施しています。ご希望により、有料で受けることができます。
日常生活用品の購入代	実費	衣類、歯ブラシ等の日用品、又おかし等の補助食品の購入を職員が代行します。用品代の実費を負担していただきます。
インフルエンザ予防接種の費用	実費	希望者に対して、11月頃にインフルエンザ予防接種を実施します。実費を負担していただきます。
肺炎球菌ワクチン接種の費用	実費	希望者に対して、通年で肺炎球菌ワクチンの接種を実施します。実費を負担していただきます。
医療費	医療保険による自己負担	当施設で行う健康管理や療養指導以外の医療につきましては、医療保険による自己負担をしていただきます。また、他の医療機関の精神科、歯科等の医師による往診や通院・入院につきましても、医療保険による自己負担をしていただきます。

行政手続等の代行	実費	入居者や家族等による手続きが困難な方に対し、行政機関等に提出する書類の代筆、申請の代行、郵便の投函等を行います。手続きに要する実費は、その都度、お支払いいただきます。
買い物代行	実費	入居者や家族等による日用品の購入が困難な方について、個別性が高く、購入が困難なもの以外について、買い物代行を行います。
写真	(L判) 40円/枚 (2L判) 100円/枚 (A4判) 200円/枚	写真プリントの実費相当額です。
コピー代	(A4、A3) (白黒) 15円/枚 (カラー) 50円/枚	コピー実費相当額です。
物品処分費	実費	処分発生時に料金を頂きます。
電気代 (重要事項説明書 附則参照)	実費	個別に使用される電化製品(テレビ、加湿器、暖房器具など)については、消費電力に応じて料金を頂きます。(電気代単価の変動により料金を変更することがあります。)

* その他個別に希望された物品、専用で使用する物品等については、入居者の全額負担とします。

例) 衣類、タオル類、衛生用品(歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・ティッシュペーパー・剃刀・シェーブクリームなど)、介護用品(ポータブルトイレ・車椅子・円座・歩行器・杖・エアマットなど施設が提供するもの以外を望む場合)、施設の洗濯機では対応が不可能なものの洗濯(カーテン・おしゃれ着など)

(3) 軽減制度

介護保険入居者負担額について、特定入所者介護サービス費(負担限度額による補足給付)・当法人による生計困難者に対する入居者負担軽減事業・高額介護サービス費の軽減制度があります。詳しくは生活相談員にご相談ください。

2.お支払い方法

毎月末締めで、翌月の末日のお支払いになります。ただし、お支払い日が土・日曜日、祝祭日にあたる場合は、その翌日になります。

(例) 4月1日から4月30日までの利用料は、5月15日前後に請求書を発送しますので、5月末日前までに指定の口座にご入金ください。

サンフレンズ善福寺では、『ゆうちょ銀行』に口座を開設していただき、その口座からの自動振替をお願いしております。

サンフレンズ善福寺重要事項説明書附則

① 電化製品の個別使用に伴う電気代（単価 1 kwh あたり 24 円を基準として算出）

・居室に設置した個人用テレビ

15型テレビ（定格消費電力 約41w）を、1日あたり5時間使用するとして
 $41w \times 5時間 \times 30日 \div 1000 = 6.2kw$

$6.2kw \times 24円 \div 30日 \div 100 = 5円$

※よって、1日あたり5円と設定する。

・居室に設置した個人用冷蔵庫

容量 45ℓクラスの冷蔵庫（年間消費電力 180kwh）を使用するとして
 $180kwh \times 24円 \div 365日 \div 100 = 12円$

※よって、1日あたり12円と設定する。

◇その他の電化製品についても、上記の算出方法に準じて料金を算出する。

◇入所時および退所時については、日割り計算で料金を請求する。

◇1ヶ月継続で在籍している場合は、外泊や入院に関わらず1ヶ月分の料金を請求する。

◇電気代単価に応じて料金を変更する。